○農林水産省告示第九百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡楢葉町大字前原字下川原八六の四（国有林）
二　保安林として指定された目的　水害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百九十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡楢葉町大字前原字下川原五一の三・六〇の五（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百九十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市南郷六丁目字岡ノ平一〇〇八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市山之内字岡乙一三〇五の二、字竹谷乙三六九の一五、乙三六九の一七から乙三六九の一九まで、乙三七三の三、乙三八二の二、乙四〇三の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第九百九十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　山口県岩国市
一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　宮城県亘理郡
一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜四八の一五から四八の一七まで（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第九百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市八屋字寺山四三五の二六（次の図に示す部分に限る。）、四三五の二七
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市八屋字寺山四三五の二六（次の図に示す部分に限る。）、四三五の二八
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　高知県長岡郡本山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市西城町小鳥原字横手五〇八八の二五・五〇八八の二七・字小坪五〇九四の四五・五〇九五の一一・五〇九五の一二・五〇九五の一六・五〇九五の二一（以上七筆国有林）、五〇九五の四、五〇九五の二〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町戸谷字砂畑一〇五六〇の八から一〇五六〇の一〇まで、一〇五六四の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市西城町小鳥原字横手五〇八八の二五・五〇八八の二七・字小坪五〇九四の四五・五〇九五の一一・五〇九五の一二・五〇九五の一六・五〇九五の二一（以上七筆国有林）、五〇九五の四、五〇九五の二〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年五月二日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町木伏字椿沢一五九一の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）